

豊中市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の理念に基づき、性の多様性に関する市民の理解を深め、性別や性的指向及び性自認に関わりなく、多様な選択ができるまちづくりの実現に向けた取組として、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、その一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ関係にある二者が、市長に対してパートナーシップ関係にあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方が、宣誓をしようとする相手方以外の者と現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるもの

とする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 戸籍抄本、独身証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であつて、市長が適当と認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(宣誓の証明の方法)

第5条 市長が前条第1項の規定により宣誓がなされた場合は、当該宣誓をしたことを証明する。

2 前項の規定による証明は、パートナーシップ宣誓証明カード(様式第2号。以下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付することにより行うものとする。交付する。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者に氏名を使用し難い特別の事情があると市長が認めるときは、宣誓書に氏名に代えて通称(氏名以外の呼称であつて社会生活上通用していると認められるものをいう。)を使用することができるものとする。この場合における証明カードには、氏名に代えて当該通称を記載するものとする。

(証明カードの再交付)

第7条 証明カードの交付を受けた者が、当該証明カードの紛失、毀損、汚損等により当該証明カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明カード再交付申込書(様式第3号)を市長に提出することにより、証明カードの再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により証明カードの再交付を受ける場合にあつては、再交付申込書に当該証明カードを添えなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 紛失により第1項の規定による証明カードの再交付を受けたものは、紛失した証明カードを発見した場合は当該紛失した証明カードを市長に返還しなければならない。

(変更届)

第8条 証明カードの交付を受けた者は、住所又氏名(通称を含む)に変更があつたと

きは、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）にその変更に係る事実を確認することができる書類及び変更前の証明カードを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 市長は、変更届の提出があったときは、変更後の証明カードを交付するものとする。

（証明カードの返還）

第9条 証明カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明カード返還届（様式第5号）を添付して、これを市長に返還しなければならない。ただし、証明カードの紛失その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第2号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）に転出後も引き続きパートナーシップを継続する場合を除く。）
- (4) 双方が証明カードの廃棄を希望するとき。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（無効となる宣誓）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効とし証明カードの返還を求めるものとする。

- (1) 一方又は双方が宣誓を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが、証明カードを交付した後に判明したとき。
 - (2) 一方又は双方が証明カードを不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
- 2 証明カードの交付を受けた者は前項の規定により返還を求められたときは、遅滞なく証明カードを市長に返還するものとする。

（事務の所管及び事前調整）

第11条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について市と調整するものとする。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第12条 宣誓をしようとする者が、連携自治体においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等の交付を受けている場合であって、連携自治体から市内に転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、規約第3条第2項の規定により、証明カ

ードの交付を受けることができる。

2 前項の規定により証明カードの交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第6号）（以下「申告書」という。）に所定の事項を自ら記入し、正本1通に、次に掲げる書類を添付して、市長に来庁又は郵送により提出するものとする。

（1）転出地である連携自治体が交付した宣誓に係る宣誓書受領証等

（2）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類）

（3）郵送手続きの場合は、証明カードの返信に必要な金額の切手を貼付した返信用封筒

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

4 前項の規定による手続きについては、転入宣誓者の双方の同意を得られた場合に限り行うことができる。

5 転入宣誓者の一方又は双方が申告書に自書することができないときは、当該転入宣誓者以外の者に代筆させることができるものとする。

6 転入宣誓者は、申告書を提出する時に、その双方が本人であることを明らかにするため、第4条2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとし、郵送による場合は同書類の写しを提出するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月1日より施行する。

豊中市長 宛

パートナーシップ宣誓書

私たち、_____と_____は、
豊中市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱に規定するパートナーシップ
関係にあり、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 () 年 月 日

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名 又は通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
連絡先 (電話番号)		
代筆者氏名		

※宣誓者の欄は自署してください。やむ得ない場合は代筆可能です。その場合は、代筆者の氏名を記入してください。

受付印欄

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは、豊中市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づくパートナーシップ関係にある旨の宣誓をするにあたって、次の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ふりがな
氏名 _____

ふりがな
氏名 _____

ふりがな
(通称) _____

ふりがな
(通称) _____

要綱の規定	確認事項（該当する項目の右端の□に「✓」を付けてください。	
第2条第2号	一方または双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約した関係である。	□
第3条第1号	宣誓する当日において、双方が成年に達している。	□
第3条第2号	少なくともいずれか一方が市内に住所を有している。	□
	少なくともいずれか一方が市内への転入を予定している。	□
	氏名 _____ 氏名 _____ 転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入予定先 _____ 転入予定先 _____	
第3条第3号	双方が、宣誓をしようとする相手方以外の者と現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない。	
第3条第4号	双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいない	□
第3条第5号	双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。の関係にない。（宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。）	□
個人情報の取扱い	当該制度利用のため、市の制度所管部署から必要書類の提出等を求められた場合には、対応します。	□
	市の制度所管部署とサービス等担当部署との間、又は他自治体のサービス等を利用する場合における当該自治体と市の制度所管部署との間において、当該制度利用に関する個人情報を共有することに同意します。	□

備考


- 1 写しは、表面のみとする。

【市職員記載欄】

氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()

(様式第 2 号)

(表面)

 パートナーシップ宣誓証明カード	
<small>豊中市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</small>	
_____ 様	_____ 様
年 月 日 豊 中 市 長	公印

(裏面)

この証明カードの提示を受けられた方へ
<small>この証明カードは、豊中市として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き活躍されることを期待するものです。 この証明カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</small>
特記事項 _____

備考

- 1 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。
- 2 表面・裏面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 3 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

(様式第3号)

年 月 日

豊中市長 宛

パートナーシップ宣誓証明カード再交付申込書

豊中市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第7条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明カードの再交付を申込みします。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名又は通称		
(通称の場合) 戸籍上の氏名		
宣誓年月日		

申込者（宣誓者のいずれかに限る。）	
氏名	
住所	
生年月日	
電話番号	

再交付を希望する理由 (該当する項目の□に「✓」を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

【市職員記載欄】

氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()

(様式第4号)

年 月 日

豊中市長 宛

パートナーシップ宣誓事項変更届

豊中市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名又は通称		
(通称の場合) 戸籍上の氏名		
宣誓年月日	年 月 日	

届出者（宣誓者のいずれかに限る。）	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	

変更する方の氏名		
変更する事項（該当する項目の□に「✓」を付けてください。）		
□ 氏名 又は通称	変更前	
	変更後	(ふりがな)
□ 住所	変更前	
	変更後	

【市職員記載欄】

氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()

(様式第5号)

年 月 日

豊中市長 宛

パートナーシップ宣誓証明カード返還届

豊中市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり返還することを届け出ます。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名又は通称		
(通称の場合) 戸籍上の氏名		
宣誓年月日	年 月 日	

届出者 (宣誓者のいずれかに限る。)	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	

返還理由 (該当する項目の□に「✓」をつけてください。)
<input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した
<input type="checkbox"/> 双方が共に市内に住所を有しなくなった
<input type="checkbox"/> 一方又は双方が要件を満たさなくなった (具体的な理由:)
<input type="checkbox"/> いずれか一方が死亡した
<input type="checkbox"/> 双方が証明カード等の廃棄を希望する
<input type="checkbox"/> その他 (具体的な理由:)

【市職員記載欄】

氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()

豊中市長 宛

パートナーシップ宣誓継続申告書

豊中市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第12条第1項の規定に基づき、豊中市に転入する前に連携自治体から性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等の交付をされたこと、及び互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係を継続していることを申告します。

なお、申告があったことを住所の異動前の連携自治体に通知することに同意します。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名 又は通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		
	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定
	(転入予定日：)	(転入予定日：)
当初(転出地)の宣誓日	年 月 日	
連絡先 (電話番号)		
確認事項	<input type="checkbox"/> 一方または双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約した関係である。	
	<input type="checkbox"/> 当該制度利用のため、市の制度所管部署から必要書類の提出等を求められた場合には、対応します。	
	<input type="checkbox"/> 市の制度所管部署とサービス等担当部署との間、又は他自治体のサービス等を利用する場合における当該自治体と市の制度所管部署との間において、当該制度利用に関する個人情報を共有することに同意します。	
宣誓書受領証の図柄	デザイン <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	デザイン <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3
代筆者氏名		

※宣誓者の欄は自署してください。やむ得ない場合は代筆可能です。その場合は、代筆者の氏名を記入してください。

【市職員記載欄】

来庁 郵送(返信用封筒・切手)

氏名()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他()
氏名()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他()
受理日(本市における宣誓日)	年 月 日